

諸外国著作権法での放送の保護における インターネット送信の扱いについて

(注) 本資料は、各国の著作権法の条文、その和訳等¹に基づき作成したものである。したがって、本資料は不正確又は不明な内容を含む可能性もあることから、あくまでも参考にとどめられたい。

<米国>

米国では著作隣接権がないため、放送機関が著作権を有していない番組を放送しても、放送機関にはこの放送について著作隣接権による保護はない。同様に、放送機関が著作権を有していない番組をインターネット送信した場合も放送機関にはこの送信について著作隣接権による保護はないと考えられる。

<英国>

英国では「放送」は著作物として保護され²、公衆への伝達に対して権利を有する(第20条)。また、「放送」についてインターネット送信の一部を含む概念として定義されており(第6条)、この定義によればサイマルキャストや異時ウェブキャストは「放送」に含まれることとなり、オンデマンド送信は「放送」に含まれないと考えられる。

第20条 (抄)

著作物の公衆への伝達は、次に掲げる著作物の著作権により制限される行為である。

(c) 放送

(2) この章において、公衆への伝達とは電子的な転送により公衆に対して伝達することをいい、以下の著作物に関するものを含む。

(a) 著作物を放送すること

(b) 公衆の構成員がその個々に選択する場所から、かつ個々に選択する時間にアクセスすることができる方法による電子的な転送によって公衆に対して利用可能とすること

第6条 (抄)

¹ 各国の条約については当該国の著作権当局のホームページを参照し、和訳については公益社団法人著作権情報センターの資料を参照している。

² なお、反復放送(以前行われた放送の反復であるもの)の著作権は、原放送の著作権と同時に消滅する(第14条)。

(1) この部において、「放送」とは、次に掲げるいずれかに該当し、かつ、第1項のAにより除外されない視覚的影像、音その他の情報の電信的送信をいう。

(1A) いずれのインターネット送信も、次に掲げるいずれかの送信に該当しない限り、「放送」の定義から除外される。

- (a) インターネット上及び他の手段により同時に行われる送信
- (b) 生の出来事の同時送信
- (c) 送信を行うことについて責任を有する者が提供する番組サービスであって、その者が決定する予定された時間に番組が送信されるサービスの一部を構成する記録された動く影像又は音の送信

<ドイツ>

ドイツでは、放送事業者が放送に対して隣接権を有している（第87条）。放送の定義はないが、本条における「放送」について、インターネット送信は含まないものと考えられる³。

第87条

(1) 放送事業者は、次の各号に掲げる行為について、排他的権利を有する。

1. その放送を、再放送し、又は公衆提供すること。

<韓国>

韓国では、放送事業者が放送に対して隣接権を有している（第84、85条）。また、放送等については第2条に定義されており、「放送」には映像を含むウェブキャストが含まれると解される⁴が、第84、85条における「その放送」にインターネット送信がどこまで含まれるか否かは明確でない。

第84条

放送事業者は、その放送を複製する権利を有する。

第85条

放送事業者は、その放送を同時中継放送する権利を有する。

第2条

2条7号	著作物、実演、レコード、放送又はデータベース（以下、	
------	----------------------------	--

³ 87条において「放送」は「Funksendung（無線放送）」となっており、インターネット送信は含まれないと思われる。

⁴ 文化庁（平成19年1月）韓国における著作権侵害対策ハンドブック

公衆送信	「著作物等」という。) を、公衆が受信し又は接することができるようにする目的で、無線又は有線通信の方法により送信し又は利用に供すること	
2条8号 放送	公衆送信のうち、公衆が同時に受信できるようにする目的で、音若しくは映像、又は音及び映像等を送信すること	映像を含むウェブ キャストイング
2条10号 伝送	公衆送信のうち、公衆の構成員が個別的に選択した時間と場所で接することができるように著作物等を利用に供すること	公衆へのオン・デ マンドな送信
2条11号 デジタル音 声送信	公衆送信のうち、公衆が同時に受信できるようにする目的で、公衆の構成員の要請により開始されるデジタル方式の音の送信をいい、伝送を除外したもの	音楽ウェブキャス ティング

※参考

<日本>

第98条 放送事業者は、その放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、その放送に係る音又は影像を録音し、録画し、又は写真その他これに類似する方法により複製する権利を専有する。

第99条 放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する。

2 前項の規定は、放送を受信して有線放送を行なう者が法令の規定により行わなければならない有線放送については、適用しない。

第99条の2 放送事業者は、その放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して、その放送を送信可能化する権利を専有する。

2 前項の規定は、放送を受信して自動公衆送信を行う者が法令の規定により行わなければならない自動公衆送信に係る送信可能化については、適用しない。

第2条

八 放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信をいう。